

新	旧	備考
貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 <u>令和7年2月20日</u> 一部改正 貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。 記	貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 <u>令和5年10月16日</u> 一部改正 貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。 記	
〔I〕保険契約締結に係る基本的な取扱事項等 1 基本的取扱事項 ⑪ 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる輸出契約等については、以下のとおりとする。<u>なお、日本貿易保険は、OECDが公開する低所得国リスト（List of lower income countries）に従い以下に示すゼロリミット国、ノンゼロリミット国及びその他制限国並びに当該国の引受方針をそのホームページにおいて対外的に周知する。</u> イ <u>ゼロリミット国</u>を輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）の支払人が異なる場合は、当該代金等の支払人とする。以下イ及びロにおいて同じ。）の所在する国又は取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）の発行銀行又は確認銀行の所在する国（ILCの発行銀行又は確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、本店の所在する国とする。以下ロにおいて同じ。）とする輸出契約等のうち、ユーザンスが1年以上のものであって当該輸出契約等の相手方又はILCの発行銀行若しくは確認銀行が名簿上名簿区分Gに格付	〔I〕保険契約締結に係る基本的な取扱事項等 1 基本的取扱事項 ⑪ 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる輸出契約等については、以下のとおりとする。 イ <u>公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国（令和2年6月8日 20 - 制度 - 00120。以下「勧告対象国」という。）1に掲げる国</u>を輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）の支払人が異なる場合は、当該代金等の支払人とする。以下イ及びロにおいて同じ。）の所在する国又は取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）の発行銀行又は確認銀行の所在する国（ILCの発行銀行又は確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、本店の所在する国とする。以下ロにおいて同じ。）とする輸出契約等	「公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国」の規程を廃止し、NEXIのホームページにおいて公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に基づく分類（ゼロリミット国、ノンゼロリミット国及びその他制限国）の定義及び対象国の一覧並びに各分類の引受方針を公表する。

けされているもの（以下「ユーザンスが1年以上の公的債務者向け輸出契約等」という。）については、保険契約を締結しないこととする。 ロ <u>ノンゼロリミット国</u>又は<u>その他制限国</u>を輸出契約等の相手方の所在する国又はI L Cの発行銀行又は確認銀行の所在する国とする輸出契約等のうち、ユーザンスが1年以上の公的債務者向け輸出契約等であって、契約金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したものに限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。	のうち、ユーザンスが1年以上のものであって当該輸出契約等の相手方又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行が名簿上名簿区分Gに格付けされているもの（以下「ユーザンスが1年以上の公的債務者向け輸出契約等」という。）については、保険契約を締結しないこととする。 ロ <u>勧告対象国2に掲げる国</u>を輸出契約等の相手方の所在する国又はI L Cの発行銀行又は確認銀行の所在する国とする輸出契約等のうち、ユーザンスが1年以上の公的債務者向け輸出契約等であって、契約金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したものに限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。	
附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和7年2月20日</u>〕 この改正は、<u>令和7年2月28日</u>から実施する。	附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和5年10月16日</u>〕 この改正は、<u>令和5年10月31日</u>から実施する。	